

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて						2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか、 精神疾患による休職者の 受講義務はないとした し、復職に向けた健 康診査では、職場復帰訓 練の結果は、審査判 定の重要な資料となる。	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による 保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任免に係る職員で、精神疾患による休職者の受講義務はないとしたし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	第1段階：通勤及び職場の旁団体に慣れる（2日～1週間、2～3時間） 第2段階：自分の職務の初步的準備（3日～2週間、4時間程度） 第3段階：自分の職務に慣れ、覚える（1週間～3週間、5～6時間） 第4段階：職場復帰のための具体的な準備（フルタイム、2週間～6週間）	原則4～12週	なし	職場復帰訓練を実施することで職務において自信を取り戻し、復職後、スムーズに勤務が出来ている。職員も対象者の回復状況と職場復帰の適切な状況を直感的に観察することが出来、調子を崩した時にも早めに把握でき、必要時、主導権と連絡を行い、再発防止を行って対応が出来ている。	精神保健産業医他 精神科医	職場復帰訓練の出席状況（8割以上の出席率）及び各段階ごとに設定した目標の到達達成状況を所属長が評価し、それを自ら面接により審査委員が総合的に判断を行う。	所属長は、適宜本人との面談を実施して、健康状況や勤務状況などをつづり、把握とともに必要な面接を行って、それを元に面接によるとともに必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職2ヵ月後の本個人の勤務状況や療養状況等について、所属長から報告書を提出。	原則、在籍校に居る勤務する。そのためには、校内人事で校務分掌等の一足の配慮を行。	
2 青森県	精神疾患により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階し、当該職員の状況に応じて定める。 実施場所は、原則として当該職員の所属する学校。	原則として、4週間から8週間	普通傷害保険に加入（公立学校共済組合負担）	精神科専門の医師等3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。	必要に応じて、学校長に復職者の勤務状況・健康状態等の確認を行う。	なし	所屬する学校に配置する。学校長の判断により、本人の状況を踏まえて校務分掌等を軽減している。	
3 岩手県	①復職希望者のうち職場復帰プログラムを希望する者 ②精神疾患により3か月以上の病気休暇を取得している職員又は休職している職員	②について、職場の旁団体に慣れる（原則実施） ③段階…自分の職務に慣れる ④段階…復帰に向けた具体的な準備	本人の状況に合わせて実施	公費負担 ・障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円 入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 賃借責任保険 身体:10億円 対物:1,000万円	再発発症を防ぐ取組として、職場復帰プログラムによるスムーズな職場復帰につながっている。	学識経験者（精神科医）	・症状が安定していて、再発のおそれがないこと。 ・仕事に対する意欲が見られる。 ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 ・必要な程度で、対人関係能力が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や服薬などが守れること。	復職後、保健師の学校訪問や電話等により状況を把握。	復職後、個別状況による。	原則、現所属校に復帰。所属者が本人と確認しながら業務軽減を段階的に解除していく。	
4 宮城県	精神疾患により休職をしている者のうち、プログラムの実施を希望する者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、電話・来客対応、文書収受、整理などを実施。 2段階の2週目は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、給与・旅費等の費用補助などを実施。 3段階の3週目はフルタイムで1段階の内容に加え、給与・旅費等実務などを実施。 4段階の4週間目は、フルタイムで通常勤務に近い内容を行ふ。 場所 所属校で実施	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に応じて、職場に慣れるために、傷害保険による扶助金を支給している。	対象者にとっては、段階を通過していくことで、職場に慣れるために、傷害保険による扶助金を支給している。	健康管理医（精神科医） （健康管理医（健康審査担当）	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行ふ。	所属長が希望する1～2ヶ月経過後に、産業カウンセラー等を派遣し相談等のフォローアップを行う。	なし	なし
5 秋田県	秋田県教育委員会の任免に係る公立学校の事務職員等で精神疾患による休職中の者	なし	具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合には市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	原則として4週間から6ヵ月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	職場復帰への不安が軽減に繋がっている。	主治医 指定医師	心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないものかどうか	なし	なし	
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職中の者	なし	・対象者は職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 ・職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実行。	休職者は4週間程度、休眠中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。	傷害保険に加入	休職に対する不安を軽減し、円滑な職場復帰と復発防止が図られている。	山形県教職員健康審査会（精神科医を含む医師8名、事務局職員2名により構成）	主治医の診断書、所属校における経過観察、所属長の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行ふ。	6ヵ月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるので、基本的に休職時の学校に復職させる。
7 福島県	精神科疾患に罹患したことを見因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づく休職命ぜられた県教育委員会に係る教職員（市町村立学校・一部務省立学校・県立幼稚園・保育園・県費負担教職員）を含む者と、通常3ヶ月を超えて休職することが見受けられると、原則として3ヶ月を超えて休職することが見受けられる者。 ①症状が安定していること。 ②本人が試行勤務の実施を希望していること。 ③試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	義務ではないものの、職場の旁団体に慣れるところから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やす、最終的には復職した場合の8割程度の業務を行えることを目指す。 【実施場所】原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。	なし	所属によって、回復状況の把握や復職後の事務分掌の検討を行う上で、役立つている。	福島県教職員精神・精神障害・審査委員会委員（精神科医及び医員課長により構成）	複数の専門家からなる合議の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	特になし	
8 茨城県	茨城県教職員保健管理制度規則に基づき、精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業・要医療の旨を受け、療養休暇を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム（職場復帰トレーニング）の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3ヵ月以内	傷害保険に加入	出勤や業務に慣れることで、円滑な職場復帰が可能となる。	精神科医を含む医師4名	診断書、学校からの申請書をもとに委員会で判断	なし	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人手配置等の配慮
9 柏木県	精神神経系疾患による休職中の県立学校職員 ・精神神経系疾患による引き続き3か月以上休職で休んでいる県立学校職員	訓練については、休職者の任命であることを理解して、いかに訓練を受けられるか指導している。	第1段階：職場に慣れる(半日) 第2段階：来客や電話に対応できる(6時間程度) 第3段階：一日職場で過ごすことができる(おおむねフルターム) 第4段階：おおむね疾患前の業務を遂行できる(フルタイム) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間で実施。 ただし、状況に応じて延長も可能	なし	職場復帰のための訓練を行って、職務や職場に慣れて、職務に支障がない状態まで回復し、自信を持った円滑な職場復帰が図れるようにする。	・主治医	・医師の診断 ・本人の意思、意欲 ・所属長意見 ・事務局人事担当職員の面談	なし	なし	原則、所属していた学校に配置する。 所属長の判断により必要な場合に応じて業務内容の見直しを行っている。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患による病気休職全般じられ、又は病気休職を取得しており、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者	あり	・第1段階1日4時間×1週間(目的：学校の雰囲気に慣れること) ・第2段階1日6時間×2週間 ・第3段階1日正規の勤務時間×5週間(目的：正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所：対象者の所属	原則8週間とし、16週間を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・病休者が職場への適応性等を回復することで、復職に対する不本意を軽減し、再発を防止できる。 ・校長が病状の回復状況を把握し、復職に向け、所属の体制整備を図ることができる。 ・病休者が復職しやすくなる。 ・病休者が職場に慣れる。 ・職場復帰訓練が計画どおり実施できる。	・精神科医師、公立学校長の代表、行政医師、又は産業医師等	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行つ。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。 勤務時間の軽減に行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量についてゆとりを持った取り組めよう配慮する。	
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市立学校教職員、県教育局等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とはほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 【準備訓練】(1週間程度) 開始2～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行ふ。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりじし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち簡単な業務を行ふ。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	復帰支援プログラム中は、勤務時間と業務内容を徐々に増加させていく。 プログラム受講者が、通常勤務をする状態で徐々に慣らすことで、復職後に心身両面で大きな負担を感じさせないことについては、一定の効果があると考える。 また長期にわたるプログラムを実施することによって、主治医や埼玉県教職員健康審査会の委員が、受講者の状態について、詳細に把握できるとともに、復職後に必要な措置についてもより一層検討ができる。	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか ・教職員健康審査会への状況報告 ・主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。 ・主治医・家族等との連携 ・所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合つ。	教職員の健康状態について、医学的判断に応じて必要な期間	原則、所属していた学校に配置する。 主治医の判断に応じて、所属長の判断により本人の状況、他の職員の状況を踏まえて校務分掌等を軽減している。	
12 千葉県	学校職員	はい	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、所属校において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内	傷害保険加入	・復職支援セグメントの実施状況を職場復帰可否の判断材料としている。 ・アルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組めるため、無理のない復職につながっている。	千葉県公立学校職員健康審査会委員(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、職務を滞りなく遂行できること」を一心の目安としている。	・校内受け入れ態勢の整備 ・症状再発や新たな問題の有無	随時(特に期間は定めていない。)	所属している学校に配置する。
13 東京都	行政系都立学校職員及び行政系区市町村費負担教職員のうち、精神疾患による病気休職者で、東京都教育委員会教育長が訓練を受けることが適当と判断した者	なし	【計画】 ①第1期(最初の1／3程度) 週1～3回・2～4時間程度 ②第2期(中间の1／3程度) 週に3～4回、6～7時間程度 ③第3期(訓練終了前の2～3週間) 週に5回・7時間45分 【内容】 ①課内文書の配布、交換業務 ②書類のコピー・作業 ③台帳などの整理 ④データ等による資料作成 ⑤統計調査等 【実施場所】 対象者の所属学校	1か月～3か月	なし	実際の職場で訓練を実施するため、復職時の負担を軽減する効果が期待できる。	休職期間が満了すれば復職する。 休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	なし	なし	復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、当人の状況等を鑑み、人事配置している。
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るために、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためにリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3ヶ月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	・希望者は、職場リハビリテーションの担当日程に沿って、自宅と職場リハビリテーション実施場所との往復中の事務を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保険適用)	職場リハビリテーションの担当日程の日数や時間に沿って、自宅と職場リハビリテーション実施場所との往復中の事務を補償の対象とした傷害保険に加入することができる。	健康審査会委員4名(精神科医) ・主治医 ・主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神疾患については、回復状況のほかに本人の意欲、業務適性等を総合的に勘案し判断	健康審査会において定期的に措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会に提出されるまでの期間	復職にあたり、健康審査会が勤務軽減等の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3ヶ月以上にわたり病気休暇を取得している教職員 ・所属者が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・申請が受け入れられる。 ・職場復帰に意欲があり、出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出勤の実施場所】 試し出勤者の在籍所属 【試し出勤の実施用例(事務職員の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3~4時間) ・第3段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3~6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出勤の実施期間は原則として4週間以内	試し出勤者は傷害保険に加入	長期間勤務から離れていたことによる職場復帰に対する不安を軽減し、職場復帰をスムーズにする。	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等による状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により個別に判断
16 富山県	富山県公立学校教職員において病気休職から復職する者	なし	職場復帰に向け支援の流れとしては、①療養に専念する時期②職場復帰の準備をためる時期③試し出勤を行う時期④職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【試し出勤を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階… ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～1日程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階… ・第1段階(職場の雰囲間に慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな業務を行) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況 に合わせて実施	なし	段階を経て復職するごとに、円滑な職場復帰に繋がる。	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出勤」の状況 ・医師の診断(2名)	学校長や事務長の面談	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮をしている。
17 石川県	事務職員等	あり	復職後、3ヶ月の勤務軽減プログラムを実施している。	3ヶ月間(延長可)	なし	田舎な職場や通勤防止につながっている。	人事課部利厚生室所管の健康審査会の委員である医師	・本人の意見 ・医師の診断 ・所属意見 ・面接での診断	該当者の判定区分がD(健康となるまでの間について必要な措置を行つ)。	個々の状況に応じて、配慮先等について必要な配慮を行つ。	

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって出勤を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職の人の事配慮等の配慮
18 福井県	○県立文化学校の事務職員については、知事部局の「職場復帰支援プログラム」を使用している。精神疾患により病気休暇(30日を超えるものに限る。)または休職中の職員等で、病状が安定した職員	なし	・第1週:1日の従事時間2時間程度、出勤に慣れる、定型的な業務 ・第2週:1日の従事時間4時間程度、職場に慣れる、定型的な業務 ・第3週:1日の従事時間6時間程度、仕事に慣れる、辅助的な業務 ・第4週:1日の従事時間7時間45分、通常勤務に慣れる、復帰した場合の業務	試し勤務の期間は1ヵ月、範囲内に必要と認める期間とする。 ただし、試し勤務の実施に際しては、必要と認められる場合には、1ヵ月の範囲内で延長することとする。	共済組合は、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ・補償対象業務の実施に際しては、ケガのみ(通勤中含む) ・保険金額 ・死後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金 日額 3,000円 ・通院保険金 日額 2,000円	本県において、令和3年度に復職プログラムを実施した事務職員は10名であった。	職場管理者、産業医知事部局人事担当課の人事担当、保健師、メンタルヘルプ専門員を含めたメンタルヘルプ会議で検討	・病状の回復状態と職務遂行能力の回復状態	所属長およびメンタルヘルプ専門員によるフォローアップ	なし	適応障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変えることが必要な場合も多い。そのため、状況に応じて判断するようとしている。
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発生日がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復帰への意欲を持っていいる者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受け可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属には適合等がある場合はこの限りではない。内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れて、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則として2ヵ月程度とする。ただし、病状等の状況により変更又は中断するものとする。	職場リハビリテーション利用者数は年々増加し、リハビリを実施した職員の約割合が職場復帰している。	主治医、県教委衛生管理課	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に行われること ⑤業務を行うための持続力、集中力、体力があること ⑥必要な程度に人間関係が改善されていること	学校管理職、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握。 ※必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行わせること	衛生管理医、本人、所属、人事担当者、保健師等の面談により個別に本人の状況を把握し、判断し、支援	・職場復帰支援プランに基づき対象者を支援するとともに、所属長は、対象者の勤務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・職場復帰支援プランに基づき就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3ヵ月)	
20 長野県	・県教育委員会事務局、教育機関、高等学級、特別支援学校の職員 ・小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記のうち精神疾患により休職している職員で希望する者	なし	①集団リハビリテーション 県内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学习指導案づくり ・授業の実施 ・時間どおりの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どおりの職務の実施	①8回 ②8週間	なし	自己を取り戻し、職場の順応性や様々な環境の変化に対する適応力を高め、問題が生じた場合の対処方法を学ぶ。 集団リハビリテーションでは、模擬授業を実施することにより職務のカゴを取り戻し、自信と意欲の回復を図る。 職場リハビリテーションでは、管理職や指導者の下、業務を実施して授業展開における自己の課題に取り組む。	教職員健康診査会委員会 ①病状及び職務能力が職場復帰するに適した状態に本当に到達しているか ②職場復帰に向けて意欲は十分か ③復帰後、体力的に他の教職員と遜色なく勤務できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したこと前向きに捉え今後の職務に活かしていくか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受け入れ体制が整備されているか	3ヵ月に1回、所属長から状況報告を提出。 健康審査会で審査を行っている(小・中学校は除く。)	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。	
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る))により休職している職員	なし(復職の実施結果資料の提出が必要となる。)	・実施内容:第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていく、復職後の職務に慣らしていく。 ・実施場所:対象職員が所属する職場	2ヵ月以上 (40日間以上)	あり(教職員 互助組合事業 により傷害保険料を助成)	対象教職員を被保険者とする傷害保険料を助成	【精神疾患の場合】 ・対象教職員の職場復帰に対する不安の軽減 ・対象教職員の職場復帰に対する精神・精神疾患等の再発抑制	【精神疾患の場合】 ・保健審査会第2部会(精神・精神疾患系担当)での審査会は、審査委員会の第2部会(精神・精神疾患系疾患担当)の委員の精神科医3名 【一般病疾患の場合】 ・第3部会(機能障害の残る一般病疾患担当)の委員である医師(専門医)2名 【第3部会(機能障害の残る一般病疾患担当)】は審査会での審議による ・第3部会(機能障害の残る一般病疾患担当)は審査会での審議による	①平素ごとに所属長から経過報告書を提出 ②復職後、健康相談会を実施 (①、②とも小・中学校を除く。)	職員の状況に応じて、必要な期間	なし
22 静岡県	県立学校教職員、市町立学校費負担教職員(市立市教委は除く。)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日前満了の承認であっても訓練を行うことができる。	義務ではないが、円滑な職場復帰のため、復職訓練の実施を促している。	・職場復帰訓練として、概ね4週間実施している。 一般的には、訓練期間を4段階に分けるケースが多い。 ・第1段階は慣らしとして時間程度の訓練 ・第2段階は半日程度の訓練 ・第3段階は16時間程度の訓練 ・第4段階はフルタイムの訓練 ・実施場所:原則は校舎 ・計画立案時や訓練実施中に、必要に応じて保健師・心理士が監修実施。 訓練終盤において、職場復帰相談医(精神科医)に所属が受け入れ体制や対応について確認・相談をすることとしている。	休職期間中に概ね4週間で、主治医の指示により上実施する場合もあり。	対象教職員を被保険者とする傷害保険料に加入する。 死亡・1,500万円、後遺障害2,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円	段階的に職場に慣らすこと、円滑に職場復帰することができる。 ・本来復帰するまでに回復できていないケースを訓練を通して判断することができる。	主治医、所属長の意見を見直しに教育委員会が判断。	・主治医の意見 ・復帰する意欲があること ・フルタイムの勤務が可能な状態があり、毎日、確實に出勤できること ・主治医の意見と所属長の意見が異なる場合は、保健師・心理士が受診に同行し、主治医と面談して調整。	復職3ヵ月後には、状況報告書を提出。 校長が希望する場合は、職場復帰相談医や保健師・心理士に相談可能。	個別の状況による	なし
23 愛知県	精神疾患による休職中の者で、その病状がアコグランを希望する教職員(愛知県教育委員会が適当と認めた場合には、その他の疾患有による休職の職員も対象とすることができる。)	なし	内容:対象教職員が休職前に從事していた業務を考慮して、主治医と相談のうえ決定。初期段階から多大な負担がかかるないよう段階的な内容とする。 実施場所:原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3ヵ月以内であるが、県教育委員会が特に必要と認めた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険 奨励)	復職支援プログラムの実施に段階的の負担をかけていくことにより、本人によっては、徐々に生活リズムが確立していく可能性がある。 ・学校によっても復職後にどのような配慮を実施すべきかが明確になることから円滑な学校運営に資することができる。	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家庭、管理職職員との面談で、精神の回復への経緯、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再癒に対する予防策、家庭としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認し上級、学校現場において教職員として、時間45分勤務が可能な状態であるかの医学的判断	・復職審査の結果、事後措置の内容により、当該措置が作成する後保護を実施する。 ・後保護実施中に、必要に応じて、教育委員会・保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する。	原則3ヵ月。ただし、必要に応じて3ヵ月の範囲内で延長が可能。	原則、所属していた学校に配属する。
24 三重県	精神神経系疾患による①休職者 ②3ヶ月以上の休職者	①②共通:本人の希望及び県教育委員会教育委員会教育委員会教育委員会に認めた場合	①②共通: ・段階を踏んで実施 ・段階:生活リズムを整える(週2日、2～3時間) 文書作成、補図書、図書整理など ・段階:職場の回復に慣れる時期(週5日、4時間) 助助的作業(文書作成)、指導案作成、授業参観など ・段階:職務を復視に入った時期(前期週5日、8時間) 授業参観、給食、担任教科の研究 ・段階:職務を復視に入った時期(後期週5日、6～8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業実施場所:所属校 ①職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣 ②職場復帰訓練中1回リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣(回復状況により特に必要と認められた場合は、1年内まで延長可能)	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通:なし ・本人の復職への不安軽減と自信の回復につながる。 ・病気の回復状況や職場への適応度が把握できる。 ・周囲の理解や支援状況が確認できること ・復職時に必要な支援が候補できる	専門医委員会(精神科)、専門医以外の医師(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・医師の診断状況、復職訓練状況、復職面談での状況、管理職の意見見直し市町教育委員会の意見等から審査会で審査 ・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。 ・ただし、意見が分かれれる時は、多数の意見をもつて審査会の各委員とする。	①復職1ヵ月、3ヵ月、12ヵ月後の報告書を学校長から受けるようにして。 ②復職後1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)は、リワーカ支援専門員の派遣制度があり把握できる。 ②なし	①12ヵ月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配属される。 ・職場復帰するにあたり、復職後1ヵ月間(必要に応じて3ヵ月)の範囲内で延長が可能。	
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員(市立市立学校に勤務する教職員については各市町教育委員会が所属しているため、実施内容等は把握していない。)	なし	①療養中のケア:主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象教職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書を作成し、その後、産業医(精神科)の面談を行って、その後、産業医(精神科)の面談を行ふ。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談	①休職中 ②休職中の復職予定の1～2ヵ月前 ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険料に加入する。 試し出勤は、平成29年度に1人、平成30年度に2人、令和3年度に1人が利用した。	医師2名	医師2名の診断	・勤務軽減措置・相談事業	特記事項なし	・勤務軽減措置 ・休職期間満了日の翌日から起算して2週間にを超えない範囲内。ただし、産業医が認めた場合に2週間に超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 ・本人の希望に応じて必要と認める間	

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
26 京都府	精神及び行動の障害によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員の次のいずれに該する場合であつて、教育の場であつて、勤務が適度である場合。 ①定期的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 ②介護教職員自身が職場に意欲を持ち、なしに勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのなし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。 なお、90日を超えて病気休暇を取得中の者も同様に実施が可能である。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れるところから始め、軽めの作業を短時間行うなど、職場に慣れる目地とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3ヶ月の範囲内にいたし、必要と認める場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保護するため、府の負担で加入することができる。	復職に向けた回復の程度について、なし勤務を実施しながら、本人、学校とも実感・把握することができるため、より適確に職場復帰の判断ができる、また、復職後の円滑な業務遂行に活かせている。	・医師2名（うち、1名は国公立病院等に勤務する者） ・京都府立学校教職員病害専門会議（医師・行政職員で構成）	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出席できること ・必要に応じて職場復帰支援の精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合に、職場復帰の実施計画書を作成し、教育長へ報告する。 主に、必要に応じて職場復帰支援の精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	支援計画書に記載の期間	学校に復職した教職員に対して、復職した日から次の長期休業までの間まで非常勤講師等を指名する（4ヶ月限度、長期休業日は指定しない）。
27 大阪府	①介護教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、なしに勤務の実施を希望していること。 ②精神疾患による休職から復職後、概ね1年以上の府立学校に勤務する事務職員及び非常勤事務員（政策市及び豊能地区を除く）	なし	①大阪府立学校職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医や連携を図ながら病気休業から職場復帰までのフォローアップを実施。 ②公立学校組合大阪本部が委託する大阪ハシカルヘルムセンターにて実施される精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の教職員を対象とした、復職後支援講座を年度当初に教育厅から案内。	①各校が決定 ②4月～7月の間に1回～2回実施。	なし	対象となる職員が少なく、また各学校での実施となるため、効果の判断が困難	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職のための状況を土医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。
28 兵庫県	県立学校教職員及び県費負担教職員で病気休暇・休職者	なし	職場の環境や業務に慣れるためのプログラム。 対象者の所属する職場において、段階的に行う。 ・同僚等とのミュニケーションを図る ・補助的作業 ・通常職務の準備	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で、 （財）学校厚生基金「職場復帰助成事業に加入）	精神科医3名	・医師2名（うち1名は国立立公立の病院または、これらと同等と認められる医療機関に勤務する医師）の診断書と校長の副申書により、病気休暇取得前の状況まで快復しているかのケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、 後、2か月後、3か月後、6か月後	なし	
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出に応じてその所属する学校において所属長の指示のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職一同とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、補助的作業を行なう。	3か月	なし	復帰前に、徐々に調子を取り戻すための期間を設けることで、不安や解消していく間に職場の空気などにじんでいくことができる。 また、職場側も、職場復帰訓練期間中の本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢が整えられる。	奈良県教員センター ・精神疾患に関する審査会 ・精神疾患に関する専門的な知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復帰訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。	なし	なし	なし
30 和歌山县	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めている。	原則として、4週間	あり（互助会負担）	4週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名（精神科医2名、保健所長1名、内科医1名）	復職審査（審査会1）→主治医の意見（通院状況、現症、診断、方針内容） 本人及び管理職との面談（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施 復職審査（審査会2）→面接 復職審査（審査会3）→校長の報告書（校長の観察記録、本人の行動目録） 審査会1、2、3をまとめた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし
31 烏取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち県経・精神障がいによる休職者	あり	(1)復職への意思確認と職場復帰訓練実施可能な記載されている診断書の提出（本人の気持ちは先行しやすいので、主治医の判断と診断書で確認） (2)復職支援検討会の開催 【メンバー】所属長、本人、主治医、教育委員会管理担当、教育委員会健康管理担当、その他必要な職員） 【内容】・症状や経過の共有、主治医の助言 ・訓練期間や訓練内容の検討 ・復職に向けての流れや制度の説明等 (3)職場復帰訓練の実施 【期間】4～6週間 【内容】 ・第1ステップ（半日勤務）職場の雰囲気に慣れる。 ・第2ステップ（通常のフルタイムの勤務時間）業務量を軽減したり、調整したりながら時間勤務を行なう。 生徒と職員との間を持つ。 ・第3ステップ（通常のフルタイムの勤務時間）復職後の職業内容（本務）の実施、仕事を覚識しながら、7、8割程度の内容で実施。 ※複数の職場訓練期間中、教育委員会担当者が所属、学校を訪問、事務室、職員室、廊下等で業務をしていく事を参考、本人との面談、本人及び顧客で振り返り会の実行。 (4)職場復帰訓練後、主治医及び健康管理審査会委員（精神科医師）の受診、診断書及び保健科書類を県教育委員会へ提出。	4週間～6週間程度	あり（公費）	・職場復帰への不安の解消と自信の回復、意欲の向上。 ・訓練を通して、現症や体調の変化や安定具合を所属、関係者及び本人で確認できる。 ・職場復帰訓練で、勤務時間や業務内容や業務量を徐々に増やしていく、復職後の業務に近づけ実践することで、スムーズに復職することができる。 ・勤務時間や職務内容、量を意識し実践していくことで、復職後の働き方を見直しつけて。 ・職場環境に慣れ、人間関係の構築により、復職後の職場環境に適応できる。 本人がスムーズな気づき、対処法を実践することができ、今後につながることができる。 ・本人、主治医、管理職、関係職員等との情報交換や話合いができる、フォローアップがスムーズにできる。	医師4名（健康管理審査会の委員）	職場復帰訓練の実施状況（計画通り継続して勤務できただく）、体調の安定状況、管理職、本人の実施報告の内容）、職場復帰訓練実施時の主治医及び健康管理審査会委員の診断内容（診断書）及び健康管理審査会での面接審査の様子を総合的に評価し、健康管理審査会で審議して復職の可否を決定する。また健康管理審査会では復職の可否の判断及び復職後の勤務制限を含め健康管理区分を決定する。 ・県教育委員会健康管理担当者による学校訪問・面談を実施し、復職後の経過観察やフォローアップを行う。	・健康管理区分による勤務状況、職場でのフォローアップ。 ・定期的に開催される健康管理審査会にて主治医及び健康管理審査会委員の診断書、傷病状況報告書（本人記載）、観察報告書（所属長記載）等を所属長、市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ提出する。	3ヶ月毎の健康管理審査会での復職後の経過観察。 ・適宜、教育委員会担当者の学校訪問・面談の実施する。	
32 島根県	島根県教職員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であつて心の問題により休職等の者	なし	・実施場所：原則として対象者の所属所 ・実施内容：職場復帰後の業務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 ・支援プログラムの手順とポイント I 支援プログラムの計画立案： ・本人が職場へ出かけるといふ行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てます。 II 支援プログラムの開始： ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながん判断する。 ③教職員との関わることもつ。 ④児童生徒との関わることもつ。 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間：原則3か月以内とする。 ただし、病状により計画の変更（短縮、延長、中止）を行うことができる。	あり（互助会員、五助会員以外・公費）	復職プログラムを実施することで職場復帰するまでの意欲を持ち、円満な職場へ復帰することができる。	精神科を専門とする医師	事務処理を滞りなく行えるかどうか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発防止を行なう。 専門カウンセラー（精神科医）、保健師による随時相談（電話、メール、面接等）、臨床心理士による相談によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認し負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康診断委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実習等。 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行なう。	原則4週間	あり ・普通傷害保険 補償内容：死亡、後遺障害2,000万円・賃借責任保険 補償内容：対人1人1億円、1事故6億円、1件物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れるための一定の期間を設けることで、対象者本人の対人関係面での不安を徐々に解消するとともに、業務遂行に必要な能力面についての落差を少なくすること。 ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握することで、復職後の受け入れ態勢を整えることが出来る	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター長 ・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター長 ・医師	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行なう。 復職後必要に応じて再発防止に向けた助言等を行なう。	原則として、復職算定して6か月経過後まで	人事配置の配慮について、精神疾患等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認し負担軽減を図る。

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人手配慮
34 広島県	精神疾患による病気休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中②については1か月程度	①(3)②の者に 対し自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普ふ通傷害保険死亡・後遺障害2千万円、入院1万円/日、通院5千円/日 ・賃貸賃貸責任保険(専人1名)1億円、1事故5億円(限度額)、対物1事故750万円(限度額)	復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けての心身を債務は改善されることが可能となる。ただし、復職プログラム実施期間における状況から判断して、復職を取扱うものもあり、復職後において再び休職が必要な状況になると予想される。	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師6名を委嘱する。 精神疾患会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族との面談等により復職に対する判断をする。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図ることとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者は又は病気休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム・休職(病休)中の「1か月程度」をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署。 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを目指す。	1か月程度	復職プログラム実施中は保障措置あり	復職後、再度休職する者が減少するなど、円滑な職務復帰に向けて、一定の成果を上げている。	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに、勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後	なし
36 徳島県	精神性疾患により病気休職中(通常30日以上に限る)又は病気休職中に「病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病気の内容、休職の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属者が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病気休職中又は病気休職中の教職員の円滑な職務復帰、復職の意欲の向上に効果がみられる。	教育委員会関係課3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業科、臨床心理士)で復職審査会を構成する。	事務職員の職務復帰プログラムを所属長が希望制であり、1か月のプログラムを実施できれば復職なり、特に詳細な基準はなし(教育政策課主管)。	復職後の勤務状況全般を所属長が観察し、1回の面談等にて、教職場の受け入れ状況、3月の面談等の意見等を記述した報告書を提出する。	3か月後	なし
37 香川県	精神疾患により長期療養中の教職員	あり	・精神疾患による長期療養中の教職員が復帰前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、4週間にじて、長期療養者が所属する学校において行う。	原則として、4週間(H27.1月～)	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賃貸責任保険」に加入している。	職場復帰に向けて、段階的に心の準備ができるよう、復帰初日の負担が少くなっている。	教育委員会の諮問に応じて、香川県教員健康審査会において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。 ・この審査会は、精神科医である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に応じて、香川県教員健康審査会において、医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	香川県教員健康審査会において決定した勤務状況に応じて、医師の判断に基づき、業務遂行の可否を総合的に判断する。	教職員の健康状況について決定した勤務状況に応じて、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。	職場復帰支援計画を作成し、業務の負担軽減等の配慮を行ふ。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援会(休職者の職場復帰の支援)にて実施する。 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出動」を所属校で1か月実施する。 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置する。 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師等	必要な期間(リハビリ出動は原則1か月(4週間))	リハビリ出動中の傷害保険料を公費で負担	リハビリ出動により、復職に向けた見通しを持つことができ、学校現場に即した具体的なプログラムによりリハビリ出動実施をして、本人の自信回復と学校現場の受け入れ体制づくりにつながっている。また、復職後も所属校との連携や精神科産業医面談等により復職防止となっている。	主治医産業医精神科産業医嘱託臨床心理士	回復の程度主治医の意見本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町村(組合)立学校に派遣することが可能。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病気休職(引合休き120日を超える病気休職に限る)ただし、県教育長が特に必要と認めた場合においては限りなく、から復帰しようとする教職員	なし(ただし、本人からの離出に基づき、校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施する)とした場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・心身の状況に応じて、心の健康状態委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見具申する。 ・内容 第1ステップ[学校内の雰囲気(に慣れる(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に適応する児童生徒の在校している時間帯] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	①流れ(ただし、本人からの離出に基づき、校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施する)とした場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・心身の状況に応じて、心の健康状態委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気(に慣れる(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に適応する児童生徒の在校している時間帯] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間(ただし、心の健康対策委員会が必要と認めた場合は変更できる。)	あり 済勤を含む実施期間 傷害保険に加入するとして県教育委員会が負担する。	R3年度 対象者2名 職場復帰者1名 済勤者2名 対象者がない状況であれば、が職場復帰に向け一定の効果がみられている。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員会(高知県立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置)の委員は、医師、学識経験者を有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱する。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員会(高知県立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置)の委員は、医師、学識経験者を有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱する。	校長は勤務状況を把握し、遅刻な欠勤を行った場合に、県教育長が必要と認めた場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	特になし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は該当所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週程度(必要と認めるときは4週間以上は週間以内の期間で実施することができる。)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	本人の所属する職場で実施することで、復帰後の職場環境及び人間関係等徐々に慣れさせることができている。また、職場の受け入れ体制が整えるところから、一定の効果を上げている。	福岡県教職員身体検査審査会委員(福岡県教職員身体検査審査会委員は、福岡県教職員身体検査審査会規則により、医学経験者、学校医、「その他教育委員会において必要と認めた者」が在籍する又は委嘱することによっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	別員の状況に合わせ、個別・具体的に判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし
41 佐賀県	精神神経科疾患有より休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理制度」に基づき、所属校で段階的な復帰訓練を実施する。 ・本人の希望に基づき、審査委員会で書類審査を行い、その結果「訓練に対する支障がない」と認められた後に実施。 ・所属長は段階的な復帰訓練計画を本人と協議し作成。 ・訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ・プログラム例) 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 徐々に時間を増やす 4時間～フルタイム 第三段階 復帰後の業務を想定した内容 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援に係る「職場復帰訓練」中の傷害に対する傷害保険がある。この保護の掛け金は、佐賀県教育委員会が負担している。	勤務時間や業務内容を段階的に復帰時に近づけていくことで、自らが職場への適応状況や心身の既往状況を確認し、再発予防のための自己管理力を身に着けうえで役立っている。また、職場の職員が、職場復帰に係る環境を確認し、復帰後の支援体制を整える点でも効果がある。	主治医嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか	復帰後、2週間の就労状況は報告書の提出をさせている。その後も月ごとに病状や就労状況を把握している。ただし、職員の病状により経過観察期間の長短はある。	復職後の経過観察期間の長短はある。	所属していた学校に配置する。 復職後は管理区分をB1「勤務の制限を加える必要があり、定期的に医療行為を受ける必要がある」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間(1月)は管り、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除していく。

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて						2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1) 対象者	(2) 復職にあたって受講を必ず求めているか	(3) 復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4) 実施時期	(5) 受講者に対する公費による保険措置	(6) 復職支援プログラム実施の効果	(1) 復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2) 復職を判断するにあたっての主な基準	(1) 復職後の経過観察の内容	(2) 復職後の経過観察の実施期間	(3) 復職の人事配慮等の配慮	
42 長崎県	復職審査会に諮る精神疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例・事務職員) ① 第一段階(文書整理・出勤簿整理等) 2~4時間 ② 第二段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等) 4~5時間 ③ 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務・旅費事務等) 6~8時間 ④ 第四段階(通常の業務に合わせた補助等) 通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	・訓練時間を段階的に増やすことで徐々に業務に復帰し、復職後はムードによって通常業務に取り組めるようになること。 ・短期間での再発防止 ・訓練期間中に代替者との業務引継ぎができること。	医師	○疾患改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること。 ○復職訓練等を通じて、訓練内容に耐えうることで、業務に復帰すること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生活指導上の対応、教科等の授業の指導ができるうこと。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行なう通知するとともに、学校訪問などの機会をとらえて経過観察を続いている。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の運動に対するような配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、復職までの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。	
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神疾患系疾患等により休職中の者	なし	所屬する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間にごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に対する不安を取り除くこと。 ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備できること。 ・休職者の病状の回復状況及び職務への適応状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者の適切な治療方針が確立できること。	学資医経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否 ・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談	なし	なし	精神疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るために、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援を設けている。	
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の目録で丁寧に審議し復職に向けての支援をしていく。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1ヶ月目…短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2ヶ月目…通常勤務 ⑤復職訓練3ヶ月目…分掌業務担当 ⑥復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。	支援期間は、3ヶ月の後職訓練を含み5か月にわたる。	なし	復職への準備を段階的にこなすことで、再度休職する行為を防いでいる。また休職者が自分の勤務実態を自覚することで、無理に復職していく。休職者の心理的、体力的な負担が重ならないようにしている。	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時 ・このコラムは、本年度1名設置の学校訪問時の個人面談 ・教員としての勤務に耐える状態まで復職しているか ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と連絡を取ることで、児童生徒や同僚と自然に接することができている。 ・等の内容で経過観察を依頼	なし	特に設定はしていないが、学校訪問の際に、管理職へ様子を開くようにしている。	なし	
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神疾患により休職中の者)	原則として4週間に亘り、目的に応じた4段階で実施 ①第1段階 仕事の内容に慣れる。 ②第2段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ③第3段階 職場復帰に向け具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 ・対象者が職場復帰トーニング実施中及びその通勤途上に事故にあった場合の賃貸借・賃借責任保険 ・対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償	精神疾患等により休職中の教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を目的としており、対象者、家族、主治医、学校長、教員の情報共有が密になるとともに、所属教職員の協力を得ながら復帰後の良好な職場環境づくりに貢献する効果がある。	医師を委員とした疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と連絡を取ることで、児童生徒や同僚と自然に接することができている。 ・等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属教員が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	なし
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。	原則として、4週間	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、該当職員は円滑な職場復帰を支援している。 ・実施期間について、地方公務員災害補償法による賃借を受けすることはできない。	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、該当職員は円滑な職場復帰を支援している。 ・実施結果が健康管理審査会における復帰可否の判断材料となっている。	鹿児島県教育委員会等健康診断諮問委員会として医師を任命している。	主な基準として、現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2. 主治医の診断が復職可能と判断されているが、以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。	なし
47 沖縄県	精神疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復職訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復職訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られていほか、実施結果が健康管理審査会における復帰可否の判断材料となっている。	医師	医師二人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。	なし
48 札幌市	札幌市教育委員会が所属する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び校務職員のうち、当該者の各務のうちの者(1)傷害又は疾病により長期(休職)中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。(2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場ハビリを実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、荷物を増す。最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のこなす。次に、1週間行う(1日2~3時間)、次に、2段階で、業務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間)、3段階で、職務の実際を視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5~8時間)。 第4段階、復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間)。	復職前約12週間程度(通常12週間程度で、8~12週間程度行う場合が多い。)	なし	職場復帰又は復職する前に、職場復帰能力の回復状況を確認し、円滑な職場復帰等を図るという目的について、効果が得られている。	札幌市立学校職員健康審査会委員(医師5名)	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場ハビリの実施状況これらを踏まえて、審査会にこれらが得られるか否かを判断している。	健康審査会において、決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において、決定した措置状況に応じて、負担軽減化実施。	なし
49 仙台市	【対象職員】仙台市立学校職員、仙台市教育委員会事務局職員 【対象内容】精神疾患者、及び1月超の病気休暇中の者	なし(状況により個別に判断)	①慣らし勤務 産業医、本人、所属長、人事担当課が相談の上、3~6週間程度の期間、現役校において1時間、6時間、フルタイムと段階的に勤務時間を持続し、本来業務への円滑な復職を目指すプログラム。 ②ワーカー研修 産業医、本人等が相談の上、6~8週間程度の期間、ワーカー室においてグループワーカーロールプレイを実施。	①慣らし勤務 3~6週間程度 ②ワーカー研修 6~8週間程度	必要に応じて、傷害保険に自己負担で加入することを勧めている。	スムーズな職場復帰と再発防止につながった。	主治医 産業医	医師2人(主治医、産業医)の診断や慣らし勤務の状況等を踏まえ、総合的に判断する。	復職後、定期的に産業医等の面談を実施する。	原則、復職後3ヶ月間	現任校への配置を原則とする。 主治医、産業医の所見等を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。	なし
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて心身と生活のリズムを整え、徐々に職場に慣れるところにより、円滑に復職することができる。	さいたま市教職員健康審査会委員(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による期間	特になし	なし

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
51 千葉市	休職・病気休暇中で主治医よりリハビリ出勤可の診断を受けた職員 あり(休職者のみ、産業医の意見により、人事担当は不要と判断するなどもある。)	[リハビリ出勤] 主治医から「リハビリ出勤可」と診断された後に、リハビリ前面談及び復職調整会議(出席者:職員、上司)、人事担当、産業医、産業保健スタッフを行なう。各関係者が情報共有しながら、産業医主導の元、当該職員に合わせて支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階:仕事の内容に慣れる。 軽度な業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階:復帰後の勤務を想定した業務補助(週5日、フルタイム) ※基本的に3段階の形で実施していくが、必要に応じて慣らし方を緩やかにした方がいい場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	[休職者] 2～3ヶ月程度(たゞ1ヶ月程度に応じて実施のいとども、自分で自分自身の体力状態を把握できること) [病気休暇取扱い] ～2ヶ月程度(病気休暇取扱可能な期間に合わせて実施)	なし	チェック表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現していきとども、自分で自分自身の体力状態を把握できることとして、自己管理の意識を高めることで、業務や環境になれるとともに、職場でのコミュニケーションなどの面を図ることができる。	[休職者] 健康審査会(産業医、精神科医)の実施の実施率、産業医と復職調整会議などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行なう。	[休職者] 主治医からの診断書、ハイパーカーの実施結果、産業医と復職調整会議などの状況を判断により、未実施となることや、2回目の復職面談を実施することもある	産業医による復職面談を実施。 産業医、人材配置と話し合いで、所属長が権限分掌等の配慮を行なう。	産業医が、復職面談時に判断。	主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、人材配置と話し合いで、所属長が権限分掌等の配慮を行なう。勤務負担の軽減を図る。	
52 川崎市	精神疾患により職務を離れていた長期療養者で、本人からの申出により、医師の意見及び産業医又は産業医等の間で、協議して決定する。また、職場に実習状況を分かる資料を提出して、復職の判断材料としている。	原則として、申請するところとおり、復職審査会に提出する。 職場復帰のための実習計画を作成する。試し出勤の実績等について、本人、所属長及び主治医又は産業医等の間で、協議して決定する。また、職場に実習状況を分かる資料を提出して、復職の判断材料としている。	再発防止や円滑な職場復帰の観点から、復職に至るまでの期間は、原則として8週間前から実施している。 ただし、療養期間や状況等により、期間が変更となる場合もある。	受講者に対する公費による保険措置はない。 実施中の怪我等への賠償はしないことを説明し、自己判断で加入を勧めていている。	円滑な職場復帰と再発防止を目的としている。	川崎市教職員健康管理制度審査委員会委員会として、教育委員会職員以外の医師(接客等の診療科の医師が参加)、川崎市関係部署職員が委員に入っている。	主治医の診断書、学校の意見(復職者を受け入れる体制等)、試し出勤の状況、産業医と連絡取扱いのスムーズ化等を参考に、医師の意見をもとに、産業医等の判断等で、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の職場復帰後のフォローアップとして、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月面談を実施する。 状況により、フォローワー面談を随時実施する。 教職員課等で面談を行うが、人の指置は行なう。職場での対応を基本とする。	職場復帰後のフォローアップとして、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月面談を実施する。 状況により、フォローワー面談を随時実施する。 教職員課等で面談を行うが、人の指置は行なう。職場での対応を基本とする。	所属校に復帰することを原則とする。 復帰時に職務軽減等の配慮が必要となる場合に、教職員課等で面談を行う。 教職員課等で面談を行うが、人の指置は行なう。職場での対応を基本とする。	
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	職場復帰訓練の要綱を改正し、平成25年10月から職場復帰支援訓練の実施を義務化している。	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて個々に作成している。	原則として、4週間から8週間	なし	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場適応に効果がある。また、管理職が復職後必要な業務上の配慮を具体的に検討できること、復職可否が客観的な検討が可能になることで、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査会委員5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行なっている。	教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6ヵ月以内に実施する。 必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行なう。	精神疾患による休職から復職する際、医師が判断しないと判断するまで。 必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、非常勤講師等を復職後、最長で8週間で面接を実施し、勤務の軽減を図っていく。	
54 相模原市	市立小学校・中学校及び義務教育学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員。これらを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行なう。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容にすること。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容にすること。 ③補助的な事務及び作業等にすること。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出者が申し出した期間	なし	令和3年度は、事務職員等でのプログラムを実施したが、プログラムを実施することにより勤務への不安軽減や自信の回復を促す効果がある。	教職員健康審査会委員(医師5名)	・主治医の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書・職場リハビリテーション実施等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談 実施者:産業医・精神科医・保健師 復職後:1～2週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月 教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審査により経過観察期間が決定	審査結果に応じ、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中に職場復帰に向かうプログラム実施を希望する者	本人の申し出に基づいて行なう。復職の条件となるものではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせた外出、図書館等での文献研修、コンピュータ操作 ②学校に在れる時期 請求書の整理、文書受付事務、文書整理、関係書類の確認 ③復帰に向けた具体的な準備期間 学校財務の一部、分掌事務の一部、衛生管理の一部 1日6時間程度、5日間程度	最短2週間～1日3時間程度(午前中)、5日間程度	公費で傷害保険に加入	令和3年度は、職場復帰支援プログラムを実施した事務職員等はなし。	医学に関する学識経験を有する者。	健康管理事会が文書(本人の願い、医師の名による診断書、校長作成による親見書、報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日誌)により検討する。	職場の状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等)、通院や服薬の状況、身体的状況、精神的状況、対人関係等	復職から3ヵ月及び6ヵ月経過後報告書を提出する。	なし
56 静岡市	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職されている職員又は静岡市職員の為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	なし ※休職職員等に對して、教育委員会が定めるたゞ、教育委員会教員課厚生・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」といいう)が必要であると認めるとときは、当該期間を最も1年を限度として延長し、又は2週間を限度として縮短することができる。	第1段階:～1日6時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務 第2段階:～1日6時間程度で実践的な業務を始める 第3段階:～フルタイム勤務。本来業務を行なう 各段階は、就労試験の長さによって段階的に決める	1月以上3ヶ月以内において所長が定める。 ただし、教育委員会教員課厚生・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」といいう)が必要であると認めるとときは、当該期間を最も1年を限度として延長し、又は2週間を限度として縮短することができる。	公費による保険措置は行なっていない。 ただし、教育委員会教員課厚生・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」といいう)が必要であると認めるとときは、当該期間を最も1年を限度として延長し、又は2週間を限度として縮短することができる。	プログラムに基づいた訓練内容に沿って、段階を踏みながら徐々にリズムを作っていくところでは、その結果、ほんのりの者が少しづつ前向きな気持ちになり、復職に向かう意欲が見られるようになった。	健康審査会担当医師3名	・主治医が職場復帰可能と診断していること。 ・病状が職場復帰(復職)しても問題がない程度まで回復していること。 ・職務遂行能力が少なくとも7～8割程度に回復していること	・産業医によるフォローアップ面談 ・保健師による経過観察 ・通院や服薬の状況 ・身体的状況 ・精神的状況 ・対人関係等	復職直後は必ず行なうが、その後は取り決めがなく、職員の状況に応じて実施	原則、所属していた学校に配置する。 主治医等と連携つつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員(浜松市教育委員会公務員規程(平成18年3月1日施行)第1章第1節第1号第2項第1号に規定する職員(たゞ、勤務判断の上場に係る事務職員並びに物語その他の財産に何とかの危害又は損害が生じるおそれがないこと)。	なし ※休職職員等に對して、教育委員会が定めるたゞ、教育委員会教員課厚生・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」といいう)が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:職場に慣れる...請求書の整理、会計簿の点検、メールのチェック打ち出し等(原則として当日のみの訓練) 第2段階:学校事務の実務訓練の第一歩、第1段階の内容に加え、会計簿の記入、備品消耗品の整理・点検、公費会計事務簿(午後担当者までの訓練) 第3段階:学校事務の実務訓練...第1段階に加え、文書受け、起算文書の点検、服務、給与賃料関係事務(午後3時迄までの訓練) 第4段階:通常の業務を行なう...学校会計事務、人事服務開催類、文書受け、使番、備品管理、教材援助等(正規の勤務時間帯の訓練)	T2週間 ②原則4週間	対象者は生活リズムが整えられ、復職に向けた心構えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校側は対象者の復職支援プログラムの訓練状況や結果を把握することにより、復職後の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査会委員として委嘱している精神科医師2名	・主治医の復職可の診断 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まず修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行なう。 ・所長長、当該職員と面談を行い、保健指導を行なう。 ・学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について、確認している。また授業観察も行なっている。	職員の状況に応じて必要な場合に連携して、主治医等と連携して、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。		

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて						2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人手配置等の配慮
58 名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に從事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行ふ。	引き続ぐ～10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理監理医師)、名古屋市職員傷病審議会委員	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果書(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理監理医師)が面接で復職「可」の判断、名古屋市職員傷病審議会委員の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローメetingの実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限を加えることがある。
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②筋肉・骨髄から復職した教職員 ③指揮困難な状況に陥り、長期休業等を3ヶ月以上取扱せざるを得なくなった教員の復職にあたり、教育委員会間連絡会議が協議して必要と認めた者	①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③あり	①療養の一環としてリハビリテーション活動を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間に1回10時間の範囲内で非常講師等を指置する。 ③復職者のうえ指導困難状況に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教員の職場復帰に当たり復職集中指導を実施する。	原則1ヶ月 最大4ヶ月 ※3年間	①あり(傷害保険会員) ②、③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担感を軽減するうえで、円滑な職場復帰と職場の再発防止を図っている。また、学校において組織され、教職員が病気に伴う長期の休暇や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることによって役立つ。	「京都市立学校幼稚園健康委員会」で、担当する教員の診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができる」「再発の可能性はない」といった観点から、復帰の妥当性について判断し、教育員に具申を行う。	所員が定期的に復帰後の該当職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行ふ。	復職員に応じて、必要な期間で経過観察を行ふ。	休職の原因となるたびの種類や背景を把握し、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。	
60 大阪市	・教員以外の職員のうち、精神及び行動の障害による休職から復職する全ての者 ・精神及び行動の障害以外の疾患による休職から復職する者たち、主治医より復職に就業上の配慮が必要とする者 ・就業上の見解が出て、復職後に勤務時間短縮する措置など、勤務条件で大きく影響する措置を行ふ必要がある者	復職にあたっては職業支援事業を必須としている。	I 療養専念期 II 復職準備期 ・復職に向けての自己訓練(※) (※自己訓練期間中、本人は毎日自己訓練要項を記入、療養・復帰準備状況報告書を週1回作成し、管理監督者へ提出する) III 復職検討期 ・主治医による復職可能の判断・情報交換 ・教育委員会産業医等による面接実施 ・健康審査会にて復職の可否及び意見具申 IV 復職支援期 ・就業上の措置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	・復職に向けての自己訓練は復職予定期間中は、原則1ヶ月以上前から実施する。 ・復職の自己訓練は原則1ヶ月以上2ヶ月程度、合せて勤務時間に合わせて職場までの通勤練習ができるなど。 ・復職後の就業上の措置期間は約1ヵ月。(最大3ヵ月)。 ・就業上の措置期間は、就業上の措置期間は約1ヵ月。(最大3ヵ月)。 ・就業上の配置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	・休職中に(復職に向けた)自己訓練は原則1ヶ月以上前から実施する。 ・休職中の自己訓練は原則1ヶ月以上2ヶ月程度、合せて勤務時間に合わせて職場までの通勤練習ができるなど。 ・本人が自己訓練を記入する方法に問題がないことや、本人が複数回続けて取り組んでいくことなどに気づく。 ・就業上の措置期間は約1ヵ月。(最大3ヵ月)。 ・就業上の配置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	本人が自己訓練を記入する方法に問題がないことや、本人が複数回続けて取り組んでいくことなどに気づく。 ・就業上の措置期間は約1ヵ月。(最大3ヵ月)。 ・就業上の配置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	健康審査会(委員は医師) ※復職の可否について意見を述べる。	・本人の状態(就学への意欲、就学に支障をきたさない健常レベルまでの回復)、職場環境 ・就業医の意見(就業可能かどうか) ・産業医等の意見 ・健康診査会に付議し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	・復職前の産業医等と面接において、復職および就業上の措置に関する事項に基づき、段階的に通常勤務へ移行する。 ・復職後は、業務日誌(計画・実施内容・評価)を作成し、管理職が確認する。 ・通常勤務移行後も就業上の配慮を実施し、適宜、産業医等面接を行う。	・復職後のおおむね1か月後には産業医等面接を実施し、その後は概ね6ヶ月間、定期的に面接を行う。	復職後の就業上の措置として、勤務時間を短縮する場合、臨時職員の配慮を検討
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期間休場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	○試し出勤 ・通勤練習・事務処理等準備 ・職員会議への参加等 場所:現任校	○4週間程度 (個別ケースにより期間調整)	なし	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	堺市学校職員健康審査会委員会(産業医2名・精神保健担当医1名)が、復職面接を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか ・復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ・堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健担当医の意見 ・評価(日常生活の安定度、体調の軽度度、集中力・理解力、体力の回復、職員の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管轄職員とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・職務の遂行状況 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること	学期に1度、原則として1年間(個別対応は随時実施)	所員していた学校に配慮する。
62 神戸市	精神疾患等による病気休暇・休職者	なし	プレ出勤 ・所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で一財)学校厚生会の傷害保険・賠償責任保険に加入する	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復帰・復職に対する不安の解消を図り、職務への適切な対応が可能となることで、円滑に職場復帰できる。併せて、復帰・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	産業医・衛生管理に関する専門的知識を有する医師	主治医の診断書(復帰可否)・本人・校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	原則、所属していた学校に配慮する。
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る県費負担教職員、岡山市立幼稚園園長及び教諭並びに岡山市立岡山幼稚新高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び教護教諭	なし(主担当の実施と該当者の同意により実施)	学校への在校時間に徐々に伸ばし、4週目に1日在校できるようにする慣らし勤務で、原則として対象者の所属で行う。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復帰・復職に対する不安の解消を図り、職務への適切な対応が可能となることで、円滑に職場復帰できる。併せて、復帰・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他の教育委員会が必要と認める医師	医師2人に上り、当該職員が復職が可能であるといつ判断がなされ、審査会でも同様の判定がなされること	現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院・服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3ヵ月後	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患等による病気休暇・休職者	あり	所員長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、実施。 【計画】 第1段階:1週間(週5日 2時間) 第2段階:1週間(週5日 4時間) 第3段階:2週間(週5日 6時間) 第4段階:4週間(週5日 フルタイム) 【実施場所】 対象者の所属学校	原則2～8週間	なし	復帰後の職場環境、人間関係等に慣れさせるとともに、職場の受け入れ体制を整えることで、スムーズな職場復帰につながっている。	・産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか。再発の恐れはない。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所員校による健康状態の確認	復職3ヵ月後	健康診断の面接時に、人事に対する配慮状況、療養状況等について、所員長から報告書を提出してもらら。

1－2－12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて						2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか、	(3)復職支援プログラムの内容（各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間）	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
65 北九州市	北九州市立学校教職員（大学は除く）のうち、精神神経系疾患により休職中の事務職員等	なし（ただし、職務復帰訓練の結果は、「身体検査会議」における受講判定の重要な資料となる）	・学校長が、本人や家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・現職場で実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に負荷を上げながら業務を実施する。 【第1段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週3日、8:30～11:30 内容：業務整理やシステム操作確認 等 【第2段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週5日、8:30～12:30 内容：代替職員からの引継ぎ 等 【第3段階】 期間：2週間程度、勤務時間：週5日、8:30～15:30 内容：代替職員の業務補助 等 【第4段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：主担当としての業務遂行 等 ※第4段階の終わりに学校長、学校担当課長、担当保健師でミーティングを行い、回復状況等を確認する。 【第5段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：主担当としての業務遂行 等	原則3ヶ月（延長する場合でも、4ヶ月を超えない範囲）	なし ・普通傷害保険等への加入を勧めている。	・段階的に学校環境（同僚や児童生徒との人間関係を含む）や業務に慣れていくことができる。・オンライン会議時間を開く設定することで、復職後をより良い感じで過ごすようになり、スムーズな復職につながる。 ・管理職ははじめとする学校側は、対象者の病状や属性を知る機会にのみ、回復状況や業務遂行能力を予め把握できることで、復職後の配置や支援を考える材料となり、受け入れ体制を整えておくことができる。 ・訓練結果は「産業医面談」と「身体検査審議会」の場で活用されており、産業医面談では復職の可否判断に加え、復職後の措置を検討する上でも役に立っている。	（1）復職の目的 ①職場復帰に十分な意欲がある。 ②一日で安全に出席できる。 ③所定勤務時間の就労が可能である。 ④個人従事の業務遂行が可能である。 ⑤業務による疲労が翌日までに回復している。 （2）身体検査の目安 ①職場復帰に十分な意欲がある。 ②一日で安全に出席できる。 ③所定勤務時間の就労が可能である。 ④個人従事の業務遂行が可能である。 ⑤業務による疲労が翌日までに回復している。 上記の復職の目安に依り、「診断書」「産業医の意見」「職場復帰訓練報告書（学校長、教育委員会の評価）」等を基に確認し、身体検査審議会で復職の判断を行っている。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医面談で業務負担軽減、時間外勤務の削減、その他指示事項があれば連絡している。 定期異動の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。	復職後12ヶ月間	原則、現所属に復職する。 復職前の産業医面談で業務負担軽減、時間外勤務の削減、その他指示事項があれば連絡している。 定期異動の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。	
66 福岡市	精神系疾患で病気休職中の職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・自分たち職場に適応させる必要があるところから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4段階程度に分けて段階的に実施する（実施場所：休職者の所属する学校）。 ②健康管理専門員の配置 ・会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行。	原則として、4週間	なし	①においては出勤することや、段階を踏んで業務に慣れることで円満に復帰できる仕事などにならざると思われる。また、②については、職員の状況を教育委員会と学校長が情報共有できることで、教職員においても相談等ができる機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査会委員として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか。	会計年度任用職員2名を教育委員会に配置し、復職支援して、復職後6ヶ月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6ヶ月間	年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。
67 熊本市	熊本市立学校等において勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者が職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間に亘り4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の業務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間	なし ・休職者の不安解消・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査会（医師5名及び事務局職員3名により構成）	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローフォローフェイシテーションの実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。	

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)